

る要件を満たすもの（以下この項及び次項において、「旧財産形成年金貯蓄」という。）を有する場合
 には、当該旧財産形成住宅貯蓄又は旧財産形成年金貯蓄については、当該勤労者らが、施行日におい
 て新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三に規定する要件に従って預入等をしたものとみなし
 て、新租税特別措置法第四条の二又は第四条の三の規定を適用する。この場合において、郵政民営
 化法第七十五条第一項の規定により郵便貯金銀行と締結されたものとされた勤労者財産形成年金
 貯蓄契約に基づく新租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄に係る同条の規
 定の適用については、同条第七項第一号中「五百五十万円」とあるのは、「三百八十五万円」とする。
 6 前二項に定めるもののほか、旧財産形成住宅貯蓄及び旧財産形成年金貯蓄に係る新租税特別措置
 法第四条の二及び第四条の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
 7 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以
 後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子について適用し、当該非居住者又は外国法人
 が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替国債の利子につ
 いては、なお従前の例による。
 8 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五まで及び
 第三十七条の十二の二の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一
 項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第三
 十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。
 9 新租税特別措置法第六十七条の十七第一項及び第二項の規定は、同条第一項に規定する外国法人
 が施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する分離振替国債の保有又は譲渡に
 より生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額について適用し、当該外国法人が施行日以前に旧租
 税特別措置法第六十七条の十七第一項に規定する振替記載等を受けた同項に規定する分離振替国債
 の保有又は譲渡により生ずる所得又は同条第二項に規定する損失額については、なお従前の例によ
 る。
 10 新租税特別措置法第六十九条の四の規定は、施行日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡に
 より効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）により取得をする財産に係る相続税につ
 いて適用し、施行日前に相続又は遺贈により取得をした財産に係る相続税については、なお従前の
 例による。
 （国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
 第九十三条 日本郵政公社共済組合（第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下
 「旧国共済法」という。）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（旧国共済法第二条第一
 項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次
 条において同じ。）は、施行日において、日本郵政共済組合（新国共済法附則第二十条の四第一項に
 規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）となり、同一性をもって存
 続するものとする。
 2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を
 経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるた
 めに必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規
 則につき財務大臣に協議するものとする。
 第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日にお
 いて日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の
 規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係る
 これらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規
 定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であつた者であつて、施行日において日本
 郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を
 支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまで
 の間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用に
 ついては、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、
 「附則第十四条の四」とする。
 3 新国共済法第九十九条に規定する船員組合員のうち日本郵政共済組合の組合員は、当分の間、船
 員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保
 険の被保険者でないものとみなして、労働者災害補償保険法（昭和二十一年法律第五十号）、労働保
 険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）及び雇用保険法の規定を適用す
 る。
 4 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が
 行つていた同項第二号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に
 係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第
 一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行つたものとする。
 （国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法の一部改正に伴う経過措置）
 第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第三
 条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行
 日以前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした場合において旧公
 社において負担すべきこととなるものについては、新国共済法附則第二十条の三第三項に規定する
 郵政会社等が負担する。
 （特許法の一部改正に伴う経過措置）
 第九十六条 この法律の施行前にされた第六十九条の規定による改正前の特許法第十九条の規定によ
 る郵便局への差出しは、第六十九条の規定による改正後の特許法第十九条の規定の適用については、
 郵便事業株式会社の営業所であつて新委託法第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（新委託法
 第三条第一項若しくは第三項の規定による委託又は新委託法第四条の規定による再委託を受けた者
 の営業所を含む。）への差出しとみなす。
 （所得税法の一部改正に伴う経過措置）
 第九十七条 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法（以下この条にお
 いて「旧所得税法」という。）第九條の二第一項に規定する障害者等であるものが、施行日前に預入
 をした同項に規定する郵便貯金（附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承
 継郵便貯金」という。）については、なお従前の例による。
 2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九條の二第一項に規定する障害者等であるものが、施行
 日前に預入をした同項に規定する郵便貯金（承継郵便貯金を除く。）で施行日前に支払を受けるべき
 当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含む利子の計算期間に対応するものについては、なお従前の
 例による。
 3 第七十八条の規定による改正後の所得税法第十条の規定は、国内に住所を有する個人で同条第一
 項に規定する障害者等であるものが、施行日以後に預入、信託又は購入（以下この項において「預
 入等」という。）をする同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信
 託又は有価証券等について適用し、施行日前に預入等をした旧所得税法第十条第一項に規定する預貯
 金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託又は有価証券については、なお従前の例による。
 （社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置）
 第九十八条 第八十一条の規定による改正前の社会保険労務士法第五条第八号に規定する処分を受け
 た旧公社の役員又は職員については、同号の規定は、なおその効力を有する。
 2 第八十一条の規定による改正後の社会保険労務士法第八條の規定の適用については、同条第五号
 に規定する行政事務に相当する事務に従事した期間には、旧公社の役員又は職員として行政事務に
 相当する事務に従事した期間を含むものとする。